

◎母子保健法の一部を改正する法律

(令和元年一二月六日法律第六九号)(衆)

一、提案理由(令和元年十一月二六日・衆議院本会議)

○盛山正仁君　ただいま議題となりました母子保健法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、母性及び乳児の健康の保持及び増進を図るため、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、市町村は、産後ケアセンター等において、産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児に対して、短期入所、通所又は訪問による心身のケアや育児のサポート等の産後ケア事業を行うよう努めなければならないものとする、

第二に、市町村は、産後ケア事業の実施に当たっては、母子健康包括支援センター等との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく他の母子保健事業並びに児童福祉法等に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする、

等であります。

本案は、去る十一月二十二日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会において、産後ケア事業の推進に関する決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○決議(令和元年十一月二二日)

政府は、孤立しがちな現代の育児環境にあつて、産後ケア事業の重要性が高まっていることに鑑み、産後ケア事業の進捗状況等を踏まえ、市町村の取組が推進されるよう、適宜適切な見直しを行うこと。

右決議する。

二、参議院厚生労働委員長報告(令和元年十一月二九日)

○そのだ修光君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、母性及び乳児の健康の保持及び増進を図るため、市町村が産後ケアセンター等において、産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等の産後ケア事業を行うことにより、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長盛山正仁君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。